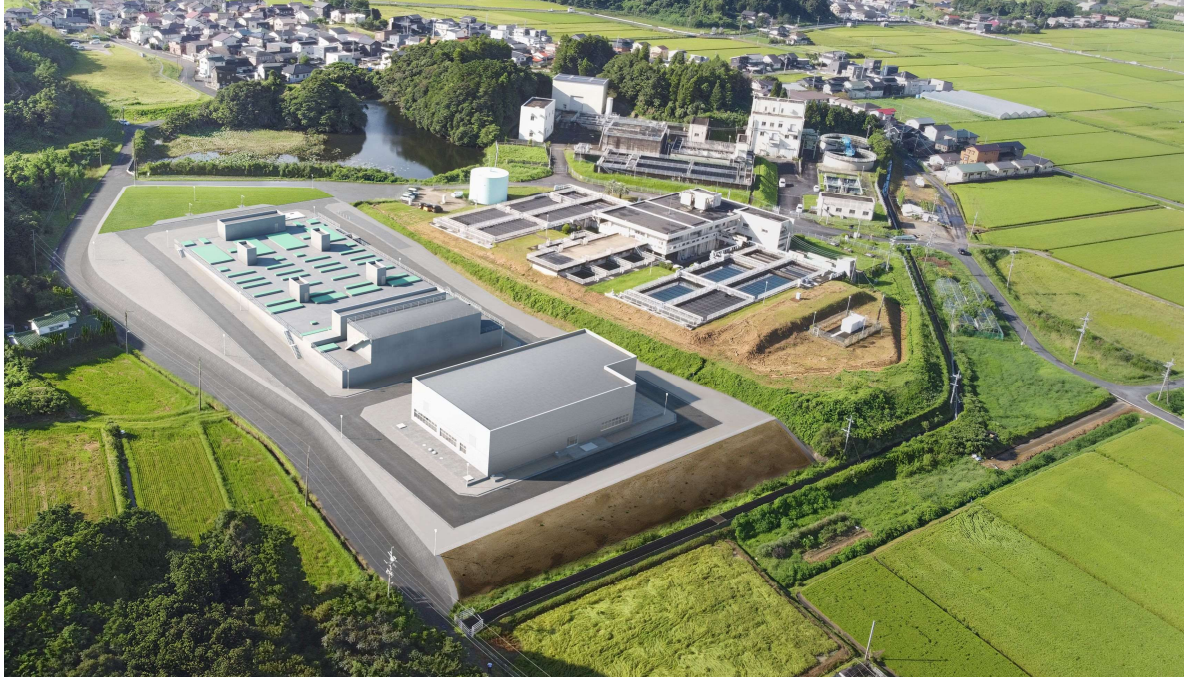




# 唐津市上下水道局

## 令和 8 年度水質検査計画



新設久里第 1 浄水場完成イメージ図（2032 年完成予定）

### 水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 水道事業の概要
- 3 水源から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意事項
- 4 定期の水質検査
- 5 臨時の水質検査
- 6 水質検査の方法
- 7 水質検査計画及び検査結果の公表
- 8 水質検査結果の適否と水質検査計画の見直し
- 9 水質検査の精度管理と信頼性の保証
- 10 関係者との連携

## 1 基本方針

- (1) 水質検査は、浄水場などの系統を代表する蛇口（給水栓水）、浄水場の入口（原水）、出口（浄水）で行います。
- (2) 水質検査は、水道法で検査が義務づけられている項目と水質管理上必要と判断した項目について行います。
- (3) 検査頻度は、水源の種類やこれまでの検査結果で得られた検出状況などを考慮して定めます。
- (4) 水質検査は全て委託しています。毎日検査（色・濁り・残留塩素）については、唐津市水道事業浄水施設等維持管理業務包括的委託業務の受託者が行っており、水質基準項目の検査等については、水道法第20条に基づく厚生労働大臣の登録を受けた機関の中から指名競争入札により選定しています。

## 2 水道事業の概要

唐津市の水源は、ダム（厳木ダム、伊岐佐ダム、平木場ダム等）・河川水（松浦川、玉島川等）・地下水でまかっています。

水道水を供給している水道施設は17施設あり、一日平均の配水量は約3.6万 $\text{m}^3$ です。

表-1 給水状況（令和6年度末）

事業名	水道事業
給水区域	唐津市
給水人口	102,031人
給水戸数	46,367戸
年間配水量	12,110,074 $\text{m}^3$
一日最大配水量	37,365 $\text{m}^3$ /日
一日平均配水量	33,178 $\text{m}^3$ /日
施設能力	69,983 $\text{m}^3$ /日（現在稼働中のものに限る）

平成27年4月1日から簡易水道事業は、唐津市水道事業に事業統合されました。

※上水道事業と簡易水道事業・飲料水供給施設の違い

	上水道事業	簡易水道事業	飲料水供給施設
計画給水人口	5,001人以上 である水道事業	101人以上5,000人 以下である水道事業	50人以上100人以下 の水道

表－ 2 浄水施設の所在地と浄水方式

No.	施設名	所在地	水源	浄水処理方式	施設能力
①	久里浄水場	唐津市久里	松浦川	急速ろ過方式	49,200 m <sup>3</sup> /日
②	和多田浄水場	唐津市和多田大土井	玉島川	急速ろ過方式	6,800 m <sup>3</sup> /日
③	神田浄水場（休止中）	唐津市神田	平木場ダム	急速ろ過方式	2,600 m <sup>3</sup> /日
④	巖木多久共同浄水場	唐津市巖木町巖木	巖木川・ダム	急速ろ過方式	3,760 m <sup>3</sup> /日 * 多久市分は除く
⑤	中山浄水場	唐津市相知町中山	巖木川・ダム	急速ろ過方式	2,590 m <sup>3</sup> /日
⑥	伊岐佐浄水場	唐津市相知町伊岐佐	伊岐佐川・ダム	急速ろ過方式	1,410 m <sup>3</sup> /日
⑦	浜崎浄水場	唐津市浜玉町南山	玉島川	緩速・膜ろ過	3,050 m <sup>3</sup> /日
8	馬渡島浄水場	唐津市鎮西町馬渡島	ゴキ川・川内川	緩速ろ過方式	206 m <sup>3</sup> /日
9	加唐島浄水場	唐津市鎮西町加唐島	大泊貯水池 黒瀬貯水池	緩速ろ過方式	100 m <sup>3</sup> /日
10	松島浄水場	唐津市鎮西町松島	牧ノ池貯水池 白木谷貯水池	緩速ろ過方式	29 m <sup>3</sup> /日
11	天川浄水場	唐津市巖木町天川	浅井戸	緩速ろ過方式	85 m <sup>3</sup> /日
12	瀬戸木場浄水場	唐津市巖木町瀬戸木場	湧水・貯水	緩速ろ過方式	36 m <sup>3</sup> /日
13	向島浄水場	唐津市肥前町向島	貯水	緩速ろ過方式	49 m <sup>3</sup> /日
14	岩詰・栗ノ木浄水場	唐津市巖木町平之	浅井戸	消毒のみ	18 m <sup>3</sup> /日
15	本門浄水場	唐津市巖木町平之	浅井戸	消毒のみ	12 m <sup>3</sup> /日
16	楠浄水場	唐津市相知町楠	楠川	緩速ろ過方式	20 m <sup>3</sup> /日
17	現野浄水場	唐津市相知町現野	深井戸	消毒のみ	18 m <sup>3</sup> /日

図-1 浄水場の位置図（※ 表-2のNoで示しています。）

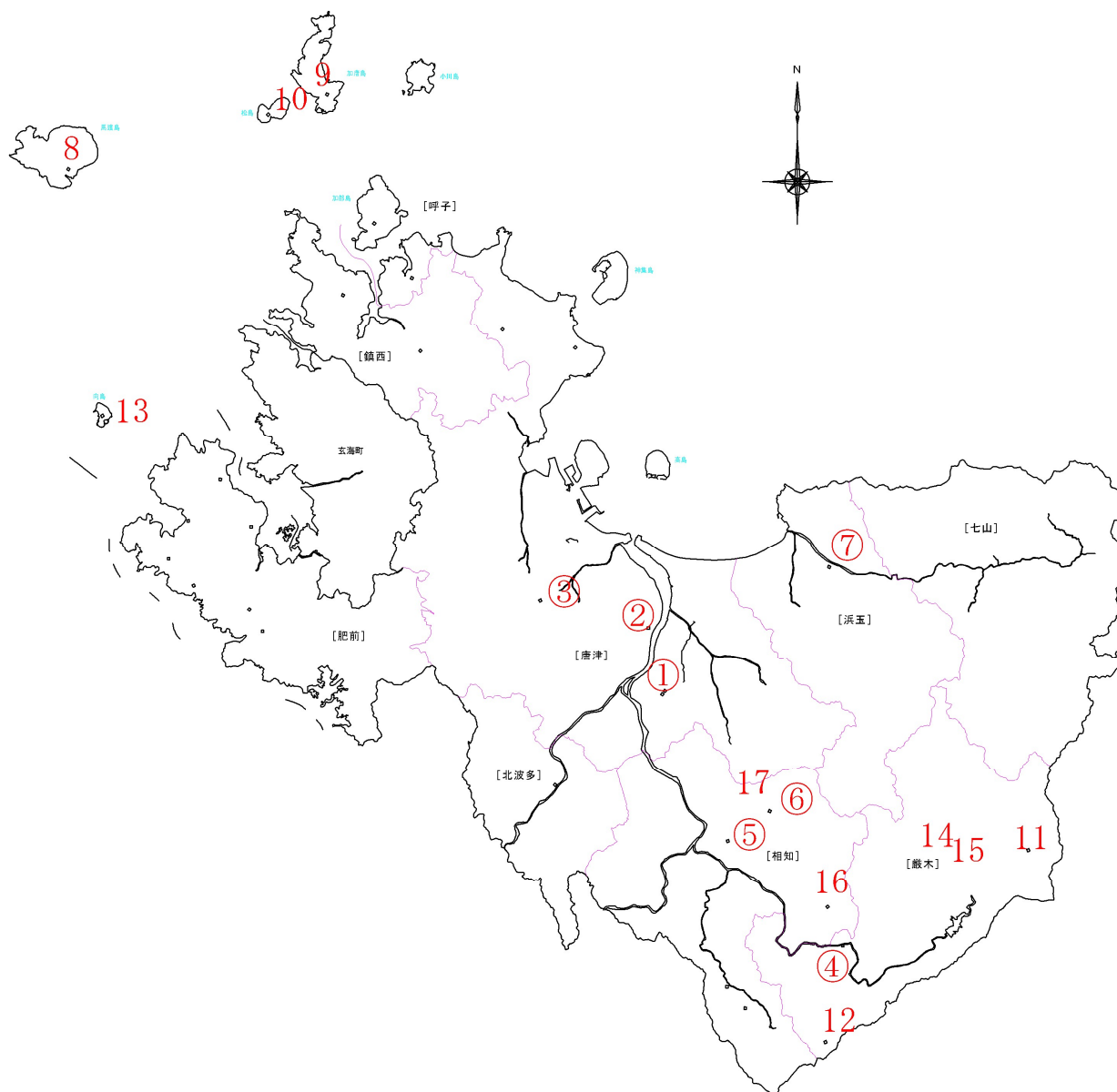
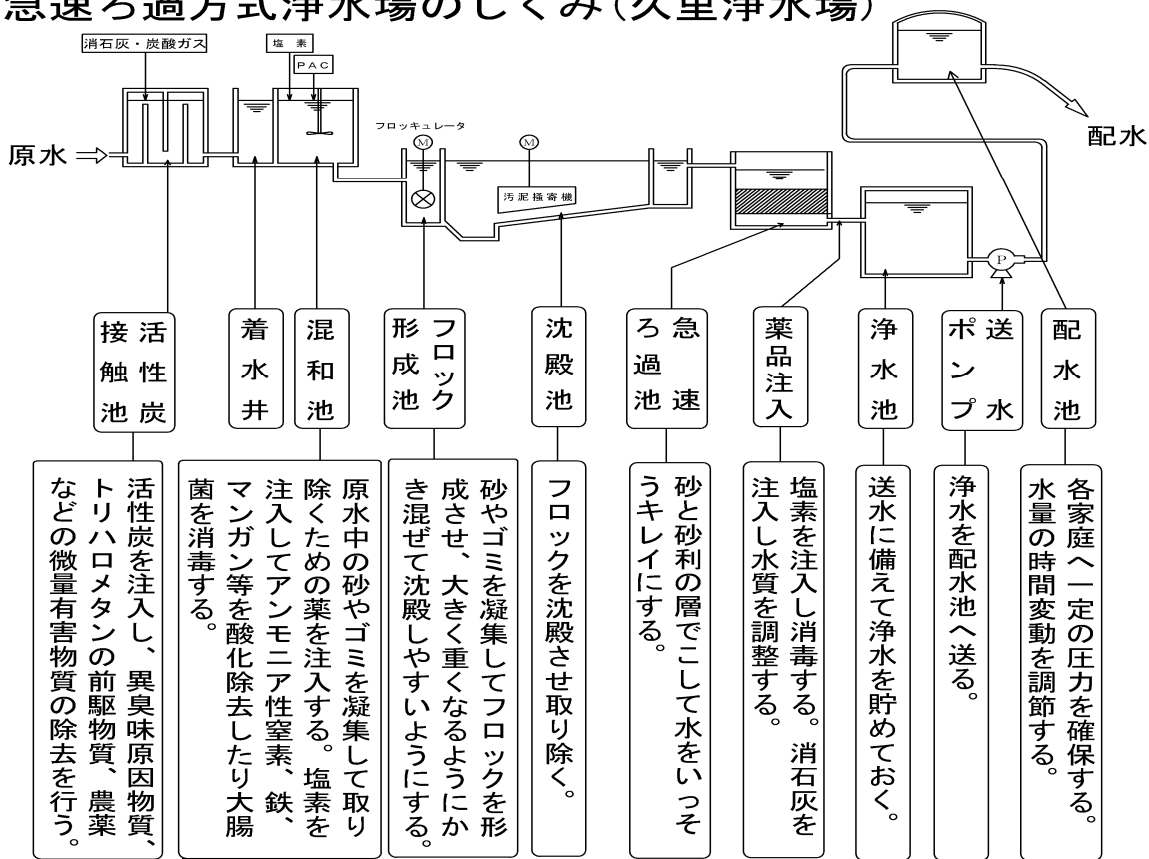
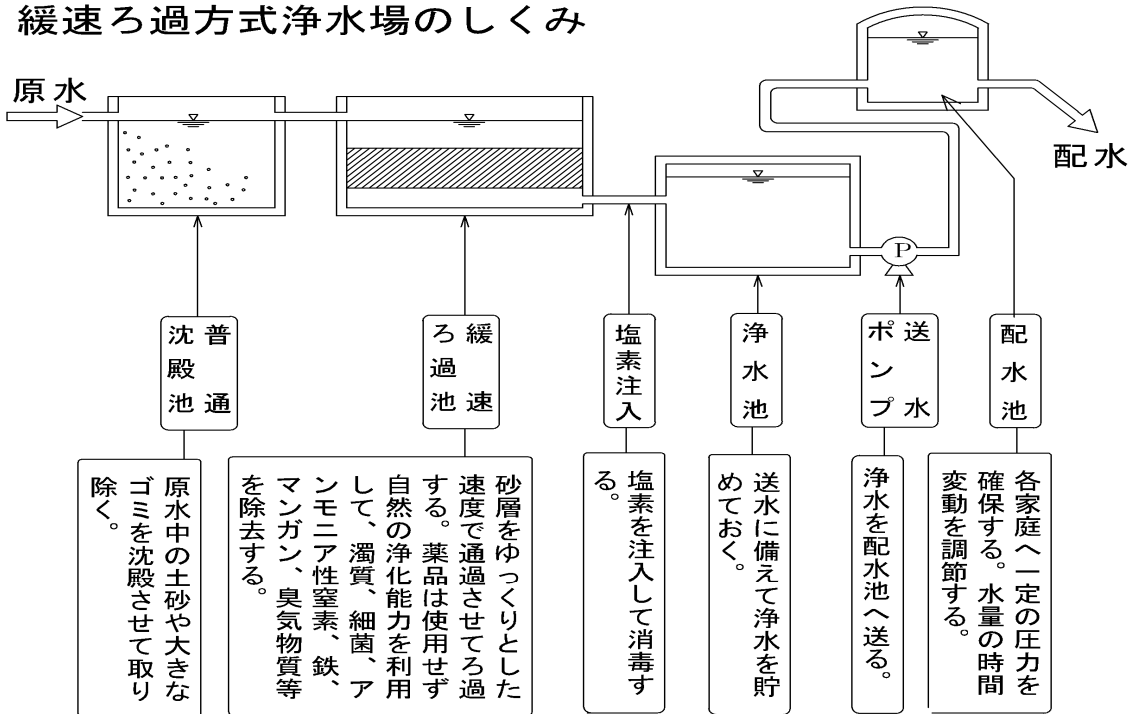


図-2 浄水場のしくみ

急速ろ過方式浄水場のしくみ(久里浄水場)



緩速ろ過方式浄水場のしくみ



※ 図-2は、一例であり各浄水場で、しくみや構造に違いがあります。

※ 緩速ろ過方式は、一般に原水水質が良好で濁度も低く安定している場合に採用されます。比較的細やかな砂層をゆっくりとした速度で水を通し砂層表面と砂層に増殖した微生物群によって、水中の不溶性物質や溶解性物質を捕捉及び酸化分解させ水をきれいにします。

### 3 水源から給水栓までの水質状況及び水質管理上の留意事項

#### (1) 水源から浄水場までの留意事項

唐津市の主な水源は松浦川水系の表流水で、全体の約 86.1%です。次いで玉島川の伏流水で、全体の約 9.1%となり、この二つの河川を水源としている割合は全体の約 95.2%となります。

また、離島地区や山間部の高所地区については、貯水や地下水を水源として使用しています。

上の留意すべき事項、検査対象項目は表－3のとおりです。

表－3 水源から浄水場までの留意事項

水 源 系	表 流 水	ダム水・貯水	伏流水・地下水
	松 浦 川		
取 水 状 況	松浦川の水を取入れています。	ダムの放流水及び貯水を取入れています。	深井戸、浅井戸の水または伏流水を取入れています。
水源の状況	降雨により濁度が上昇します。 生活排水などに起因するアンモニア態窒素、合成洗剤、トリハロメタン生成のもとになる物質の濃度が上昇することがあります。	ダムなどで繁殖する藻類により、カビ臭くなることがあります。	地質由来の無機物（鉄・マンガン）、人為的汚染による合成有機物が検出されることがあります。伏流水は降雨等で濁度が上昇することがあります。
留意すべき水質事項	トリハロメタン	臭気	鉄・マンガンによる着色など
主な浄水場	久里、厳木、伊岐佐など	神田、離島地区 久里、厳木、伊岐佐	和多田、浜崎、中山、 山間部

浄水場では水源の水質状況に応じて、凝集沈殿・ろ過、粉末活性炭処理等、浄水処理を適切に行い、安全な水道水の供給に努力しています。

#### (2) 浄水場出口から給水栓までの留意事項

浄水場から送水される水道水については水質基準に適合していますが、給水栓までに水質が変化することがあります。水質が変化するものにトリハロメタンなどの消毒副生成物、残留塩素、鉛があげられます。また、一部の古い水道管に由来する鉄サビが原因で、濁水が発生することがあります。

トリハロメタンについては、その指標値を測定する機器を導入し、原水への粉末活性炭の注入量を適正管理するなどの対策を取っています。

残留塩素については、水道法により衛生上の措置として、給水栓水の遊離残留塩素濃度を0.1mg/l以上に保持しなければならないと定められています。法令で定められた給水栓での残留塩素濃度を保持したうえで、必要最低限の塩素注入率となるよう浄水場で管理しています。

鉛については、鉛製給水管からの溶出がありますが、この溶出を抑えるために浄水場でPH調整を行っています。

古い水道管については、新しい水道管へ更新するなど対策を行っています。

#### 4 定期の水質検査

水道水は、法令で給水栓において定期的に水質検査を行うよう規定されています。

定期の水質検査は、毎日検査とおおむね月1回以上から3箇月に1回以上の水質基準項目の検査からなっています。本市では法令で定められた検査以外にも、水質管理上必要な検査をします。

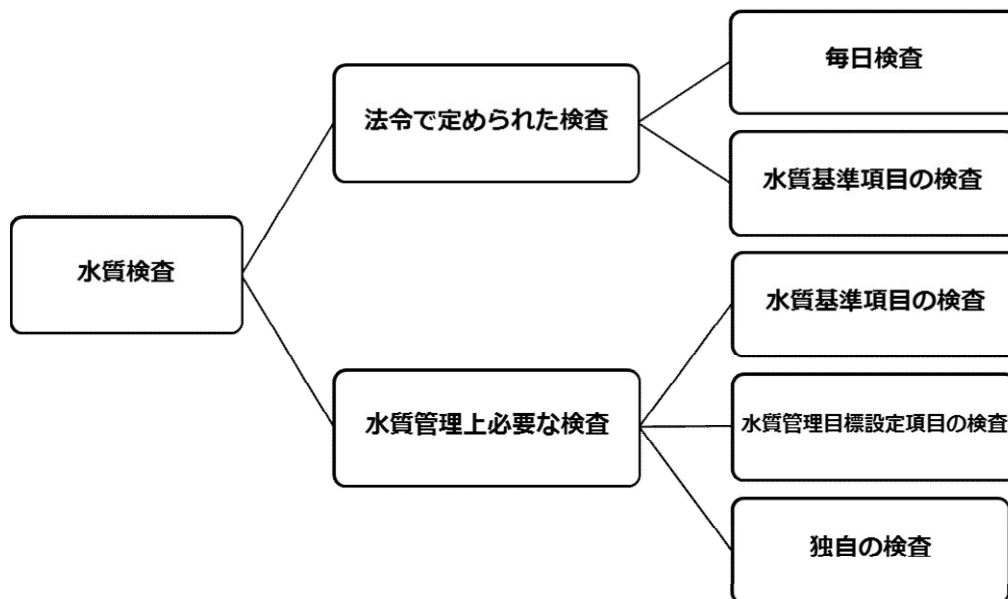


図-3 定期の水質検査

##### ○法令で定められた検査

##### ア 毎日検査

市内の主要な管末給水栓で、色、濁り、残留塩素の測定を毎日行います。

##### イ 水質基準項目の検査

水質基準とは全国どこの水道水にも一律に適用される基準で、水道により供給される水は

この基準に必ず適合していなければなりません。この水質基準項目は全部で52項目あり、各項目に基準値が定められています。

なお、法令では検査にあたっては原水や浄水の過去の検査結果状況に応じて検査回数を減じたり、省略したりすることもできるとされています。

本市では、給水栓の計31箇所において、安全性を確認するために水質基準52項目の検査を3箇月毎（年4回を原則とする）に行い、省略不可能項目12項目を水質基準52項目の検査月を除く8箇月間検査を行います。

水質基準項目の検査頻度を表-4に示しました。

#### ○水質管理上必要な検査

法令で義務づけられている水質検査以外の地点及び項目についても、唐津市が水質管理上必要と認める地点について、検査を行います。

#### ア 水質管理上必要な検査

水源にどのような物質がどの程度含まれているのかを調査するために年1回から12回の検査を行います（消毒副生成物項目及び味を除く）。

また、規模の大きな浄水場の浄水については、適正な浄水処理が施されているかを確認するため、法令による検査の頻度と同様の頻度で検査を行います。

詳細な検査項目頻度を表-5に示しました。

#### イ 水質管理目標設定項目

これは、おいしい水など、より質の高い水道水を目指すため、また将来にわたって水道水の安全性を確保するために、水質基準を補完するものとして設定された目標値で、26項目あります。

詳細な検査項目頻度を表-6に示しました。

#### ウ 独自の検査

水源であるダムや河川の水質状況を把握するため、植物性プランクトンまた、クリプトスポリジウムなどの原虫についても水源に応じて検査を行います。

○植物性プランクトン（特にダム水源）6月から10月まで月1回（令和8年度検査予定なし）

○クリプトスポリジウム・ジアルジア（耐塩素性病原微生物）

原水 0～4回/年 浄水 0～4回/年 ※測定回数は浄水場により異なります。

#### エ 有機フッ素化合物（PFOS及びPFOA）

令和7年度まで水質管理目標設定項目として検査を行っていましたが、令和8年4月1日より水道法で検査が義務付けられる水質基準項目に引き上げられます。

唐津市の基幹浄水場である久里浄水場の原水と浄水で年に4回、その他の市営浄水場では原水、浄水、給水のいずれかで年に1回検査を行います。

表-4 水質基準項目の検査頻度

項目番号	項目	基準値 (mg/L)	法令上の検査頻度 (回/年)	本市の検査頻度 給水栓水	備考	
1	一般細菌	集落数 100/mL以下	12	12	病原微生物の指標	
2	大腸菌	検出されないこと	12	12		
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	4	4	無機物質・重金属	
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	4	4		
5	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	4	4		
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	4	4		
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	4	4		
8	六価クロム化合物	0.02 以下	4	4		
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	4	4		
10	シアニ化物イオン及び塩化シアニ	0.01 以下	4	4		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	4	4		
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	4	4		
13	砒素及びその化合物	1.0 以下	4	4		
14	四塩化炭素	0.002 以下	4	4		一般有機化学物質
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05 以下	4	4		
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	4	4		
17	ジクロロメタン	0.02 以下	4	4		
18	トリクロロエチレン	0.01 以下	4	4		
19	トリクロロフルオロメタン	0.01 以下	4	4		
20	パークロロエチレン	0.01 以下	4	4		
21	塩素酸	0.6 以下	4	4	消毒副生成物	
22	クロロ酢酸	0.02 以下	4	4		
23	クロロホルム	0.06 以下	4	4		
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下	4	4		
25	ジブロモクロロメタン	0.1 以下	4	4		
26	臭素酸	0.01 以下	4	4		
27	総トリハロメタン	0.1 以下	4	4		
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下	4	4		
29	ブロモジクロロメタン	0.03 以下	4	4		
30	ブロモホルム	0.09 以下	4	4		
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下	4	4		
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	4	4	色・味	
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	4	4		
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	4	12		
35	銅及びその化合物	1.0 以下	4	4		
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	4	4		
37	マンガニウム及びその化合物	0.05 以下	4	12		
38	塩化物イオン	200 以下	12	12		
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300 以下	4	4		
40	蒸発残留物	500 以下	4	4		
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	4	4		発泡
42	ジエチルメルカプタン	0.00001 以下	12	12	臭気物質	
43	2-メチルイソブチルメルカプタン	0.00001 以下	12	12		
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	4	4	発泡	
45	フェノール類	0.005 以下	4	4	臭気	
46	有機物（全有機炭素(TOC)の量）	3 以下	12	12	味	
47	pH値	5.8以上～8.6以下	12	12	基礎的性状	
48	味	異常でないこと	12	12		
49	臭気	異常でないこと	12	12		
50	色度	5度 以下	12	12		
51	濁度	2度 以下	12	12		
52	PFOS 及び PFOA	0.00005 以下	4	4		

表-5 水質管理上必要な検査の頻度

項目番号	項目	基準値 (mg/L)	本市の検査頻度(年/回)		備考
			原水	浄水	
1	一般細菌	集落数 100/ｍL以下	1～12	0～12	病原微生物の指標
2	大腸菌	検出されないこと	1～12	0～12	
3	カドミウム及びその化合物	0.003 以下	1～4	0～4	無機物質・重金属
4	水銀及びその化合物	0.0005 以下	1～4	0～4	
5	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	1～4	0～4	
6	鉛及びその化合物	0.01 以下	1～4	0～4	
7	ヒ素及びその化合物	0.01 以下	1～4	0～4	
8	六価クロム化合物	0.05 以下	1～4	0～4	
9	亜硝酸態窒素	0.04 以下	1～4	0～4	
10	シアニドイオン及び塩化シアニド	0.01 以下	1～4	0～4	
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10 以下	1～12	0～12	
12	フッ素及びその化合物	0.8 以下	1～4	0～4	
13	砒素及びその化合物	1.0 以下	1～4	0～4	
14	四塩化炭素	0.002 以下	1～4	0～4	一般有機化学物質
15	1,4-ジクロロベンゼン	0.05 以下	1～4	0～4	
16	ジシス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	1～4	0～4	
17	ジクロロメタン	0.02 以下	1～4	0～4	
18	トリクロロエチレン	0.01 以下	1～4	0～4	
19	トリクロロエチレン	0.01 以下	1～4	0～4	
20	ベンゼン	0.01 以下	1～4	0～4	
21	塩素酸	0.6 以下		0～4	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02 以下		0～4	
23	クロロホルム	0.06 以下		0～12	
24	ジクロロ酢酸	0.03 以下		0～4	
25	ジブロムクロロメタン	0.1 以下		0～12	
26	臭素酸	0.01 以下		0～4	
27	総トリハロメタン	0.1 以下		0～12	
28	トリクロロ酢酸	0.03 以下		0～4	
29	ブブロムジクロロメタン	0.03 以下		0～12	
30	ブブロムホルム	0.09 以下		0～12	
31	ホルムアルデヒド	0.08 以下		0～4	
32	亜鉛及びその化合物	1.0 以下	1～4	0～4	色・味
33	アルミニウム及びその化合物	0.2 以下	1～4	0～4	
34	鉄及びその化合物	0.3 以下	1～12	0～12	
35	銅及びその化合物	1.0 以下	1～4	0～4	
36	ナトリウム及びその化合物	200 以下	1～4	0～4	
37	マンガニン及びその化合物	0.05 以下	1～12	0～12	
38	塩化物イオン	200 以下	1～12	0～12	
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300 以下	1～4	0～12	
40	蒸発残留物	500 以下	1～4	0～12	
41	陰イオン界面活性剤	0.2 以下	1～4	0～4	
42	ジエチルベンゼン	0.00001 以下	1～8	0～8	臭気物質
43	2-メチルイソブチルアルコール	0.00001 以下	1～8	0～8	
44	非イオン界面活性剤	0.02 以下	1～4	0～4	発泡
45	フェノール類	0.005 以下	1～4	0～4	臭気
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3 以下	1～12	0～12	味
47	pH値	5.8以上～8.6以下	1～12	0～12	基礎的性状
48	味	異常でないこと		0～12	
49	臭気	異常でないこと	1～12	0～12	
50	色度	5度 以下	1～12	0～12	
51	濁度	2度 以下	1～12	0～12	
52	PFOS 及び PFOA	0.00005 以下	1～4	1～4	

表-6 水質管理目標設定項目の検査頻度

項目番号	項目	目標値 (mg/L)	本市の検査頻度 (年/回)		
			原水	浄水	給水栓
1	アンチモン及びその化合物	0.02 以下	0~1	0~1	
2	ウラン及びその化合物	0.002 以下	0~1	0~1	
3	ニッケル及びその化合物	0.02 以下	0~1	0~1	
4	1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	0~1	0~1	
5	トルエン	0.4 以下	0~1	0~1	
6	フタル酸ジ (2-エチルヘキシル)	0.08 以下	0~1	0~1	
7	亜塩素酸	0.6 以下	※5	※5	
8	二酸化塩素	0.6 以下	※5	※5	
9	ジクロロアセトニトリル	0.01 以下	0~1	0~1	
10	抱水クロラール	0.02 以下	0~1	0~1	
11	農薬類 (114項目) ※1	1 以下	0~1		
12	残留塩素 ※2	1 以下		※4	毎日検査
13	カルシウム、マグネシウム等 (硬度)	10~100	0~1	0~12	
14	マンガン及びその化合物	0.01 以下	0~1	0~12	
15	遊離炭酸	20 以下	0~1	0~1	
16	1,1,1-トリクロロエタン	0.3 以下	0~1	0~1	
17	メチル-t-ブチルエーテル (MTBE)	0.02 以下	0~1	0~1	
18	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3 以下	0~1	0~1	
19	臭気強度 (TON)	3 以下	0~1	0~1	
20	蒸発残留物	30~200	0~1	0~1	
21	濁度	1度以下	※4	※4	
22	PH	7.5程度	※4	※4	
23	腐食性 (ランゲリア指数)	※3 -1<0	0~1	0~1	
24	従属栄養細菌	集落数 2,000 以下	0~1	0~1	
25	1,1-ジクロロエチレン	0.1 以下	0~1	0~1	
26	アルミニウム及びその化合物	0.1 以下	0~1	0~1	

- ※1 各農薬の検出値と目標値との比の総和で、単位なし。
- ※2 残留塩素は、毎日検査で給水栓水の測定を行います。
- ※3 -1程度とし、極力0に近づける。
- ※4 浄水場によって異なりますが、水質計器により連続測定を行います。
- ※5 消毒剤として二酸化塩素を使用していないので検査は行いません。

表-7 唐津市内採水地点の検査頻度

水質検査計画表

地区名	施設名	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
唐津	1 双水取水 原水	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1		1	8	
		④ 基準項目 (40項目)		1			1			1			1		4	
		⑤ クロトコリン・ジ・アミン (原水)		1			1			1			1		4	
		⑥ クロトコリン菌 (2項目: 原水)	1			1				1			1		4	
		⑦ 臭気物質項目 (2項目)	1		1	1		1	1		1	1		1	8	
		⑧ 水質管理目標設定項目 (原水)				1										1
		⑩ 農薬類 (115項目)			1											1
		⑭ トリハロメタン生成能	1		1		1		1		1		1		1	6
	2 久里第1浄水場 浄水	① 定期項目 (12項目)	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10
		② 定期項目 (7項目)	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10
		③ 全項目 (52項目)		1							1					2
		⑦ 臭気物質項目 (2項目)	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10
		⑨ 水質管理目標設定項目 (浄水)				1										1
		⑪ 水質管理目標設定項目 (ランゲリア指数のみ)		1							1					3
		⑭ トリハロメタン生成能	1		1		1		1		1		1		1	6
		3 温石山系給水 (幸多里食堂)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1
	② 定期項目 (7項目)		1		1	1		1	1		1	1			1	8
	③ 全項目 (52項目)			1			1				1			1		4
	⑦ 臭気物質項目 (2項目)		1		1	1		1	1		1	1			1	8
	⑭ トリクロロ酢酸					1		1								2
4 温石山系給水 (みなとん里)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4	
	⑦ 臭気物質項目 (2項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
5 温石山系給水 (七ツ釜管末ドレン)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	② 定期項目 (7項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4	
	⑭ トリクロロ酢酸				1		1								2	
6 久里第2浄水場 (浄水)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10	
	② 定期項目 (7項目)	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10	
	③ 全項目 (52項目)		1							1					2	
	⑦ 臭気物質項目 (2項目)	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10	
8 徳武系給水 (唐津市役所)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	② 定期項目 (7項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4	
	⑭ トリクロロ酢酸				1		1								2	
9 徳武系給水 (山本消防格納庫)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4	
	⑭ トリクロロ酢酸				1		1								2	
	⑮ クロロホルム				1		1								2	
10 玉島取水 (原水)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10	
	④ 基準項目 (40項目)		1							1					2	
	⑤ クロトコリン・ジ・アミン (原水)		1							1					2	
	⑥ クロトコリン菌 (2項目: 原水)	1			1				1			1			4	
	⑩ 農薬類 (115項目)			1											1	
	⑭ トリハロメタン生成能	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10	
11 和多田浄水場 (浄水)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10	
	③ 全項目 (52項目)		1							1					2	
	⑦ 臭気物質項目 (2項目)	1		1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	10	
	⑨ 水質管理目標設定項目 (浄水)				1										1	
12 和多田系給水 (山田消防格納庫)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	② 定期項目 (7項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4	
13 和多田系給水 (材木町児童公園)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4	
15 後川内系給水 (石原)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4	
16 神田系給水 (見借)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	② 定期項目 (7項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4	
	⑦ 臭気物質項目 (2項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
17 神田系給水 (陽光台公園)	① 定期項目 (12項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
18 管末給水 (4箇所)	⑪ 消毒副生成物・有機物のみ				4	4	4	4	4	4					20	
	⑬ 汚泥性状検査						1						1		2	
	⑭ 脱水ケーキ溶出検査						1								1	
19 久里 (汚泥)	⑮ 脱水ケーキ成分検査			1											1	
	⑯ 脱水ケーキ成分検査														1	
20 久里, 和多田 (排水)	⑰ 事業所排水水検査					3								3		

水質検査計画表

地区名	施設名	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
浜玉	22 浜崎 原水	① 定期項目 (12項目)	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
		④ 基準項目 (40項目)		1												1
		⑤ クロプトコッカス・シモネンシス (原水)			1											1
		⑥ クロプト指標菌 (2項目: 原水)		1			1				1			1		4
		⑩ 農薬類 (115項目)			1											1
	23 浜崎 浄水	① 定期項目 (12項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		⑨ 水質管理目標設定項目 (浄水)				1										1
	24 浜玉 給水 (五反田ドレン)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1			1	1		1	1		1	8
		③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4
		⑦ 臭気物質項目 (2項目)	1		1	1			1	1		1	1		1	8
25 浜玉 給水 (松原学園)	① 定期項目 (12項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
巖木	26 巖木 原水	① 定期項目 (12項目)	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
		④ 基準項目 (40項目)		1												1
		⑤ クロプトコッカス・シモネンシス (原水)			1											1
		⑥ クロプト指標菌 (2項目: 原水)		1			1				1			1		4
		⑦ 臭気物質項目 (2項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		⑧ 水質管理目標設定項目 (原水)				1										1
		⑩ 農薬類 (115項目)			1											1
	27 巖木 浄水	① 定期項目 (12項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		⑨ 水質管理目標設定項目 (浄水)				1										1
	28 巖木 給水 (巖木多久共同浄水場)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1			1	1		1	1		1	8
		③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4
		⑦ 臭気物質項目 (2項目)	1		1	1			1	1		1	1		1	8
	29 巖木 給水 (巖木本山体育館)	① 定期項目 (12項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	30 天川 原水	④ 基準項目 (40項目)		1												1
		⑥ クロプト指標菌 (2項目: 原水)	1			1				1			1			4
	31 天川 給水 (天川消防格納庫)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1			1	1		1	1		1	8
		③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4
	32 瀬戸木場 原水	④ 基準項目 (40項目)		1												1
		⑤ クロプトコッカス・シモネンシス (原水)		1												1
		⑥ クロプト指標菌 (2項目: 原水)	1			1				1			1			4
	33 瀬戸木場 給水 (瀬戸木場公民館)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1			1	1		1	1		1	8
		③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4
	34 平之(本門) 原水	④ 基準項目 (40項目)		1												1
		⑥ クロプト指標菌 (2項目: 原水)		1												1
	35 平之(岩詰・栗の木) 原水	④ 基準項目 (40項目)		1												1
		⑥ クロプト指標菌 (2項目: 原水)		1												1
36 平之(本門) 給水 (管末ドレン)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1			1	1		1	1		1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4	
37 平之(岩詰・栗の木) 給水 (岩詰公民館)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1			1	1		1	1		1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1				1			1		4	

水質検査計画表

地区名	施設名	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
相知	38 中山 原水	① 定期項目 (12項目)	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11	
		④ 基準項目 (40項目)		1												1
		⑤ クロプトコッカス・ジニガリス (原水)			1											1
		⑥ クロプトコッカス (2項目: 原水)		1			1				1			1		4
		⑩ 農薬類 (115項目)			1											1
	39 中山 浄水	① 定期項目 (12項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		⑨ 水質管理目標設定項目 (浄水)				1										1
	40 中山 給水 (佐里上公民館)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8
		③ 全項目 (52項目)		1			1			1				1		4
		⑦ 臭気物質項目 (2項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8
	41 中山 給水 (相知駅)	① 定期項目 (12項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
	42 伊岐佐 原水	① 定期項目 (12項目)	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	11
		④ 基準項目 (40項目)		1												1
		⑤ クロプトコッカス・ジニガリス (原水)			1											1
		⑥ クロプトコッカス (2項目: 原水)		1			1				1				1	4
		⑩ 農薬類 (115項目)			1											1
	43 伊岐佐 浄水	① 定期項目 (12項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
		⑨ 水質管理目標設定項目 (浄水)				1										1
		⑳ アルミニウム及びその化合物					1				1			1		3
	44 伊岐佐 給水 (伊岐佐下公民館)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8
③ 全項目 (52項目)			1			1			1				1		4	
⑦ 臭気物質項目 (2項目)		1		1	1		1	1		1	1			1	8	
45 伊岐佐 給水 (坊中公民館)	① 定期項目 (12項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
46 楠 原水	④ 基準項目 (40項目)		1												1	
	⑥ クロプトコッカス (2項目: 原水)	1			1				1			1			4	
47 楠 給水 (楠消防格納庫)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1			1				1		4	
48 現野 原水	④ 基準項目 (40項目)		1												1	
	⑥ クロプトコッカス (2項目: 原水)		1			1				1			1		4	
	⑦ 臭気物質項目 (2項目)					1									1	
	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
49 現野 給水 (場内給水栓)	③ 全項目 (52項目)		1			1			1				1		4	
	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
北波多	50 北波多 給水 (成瀬多目的研修集会施設)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1		1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1			1				1		4	
51 北波多 給水 (志気消防団格納庫)	① 定期項目 (12項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	⑳ 水質管理目標設定項目 (ランゲリア指数のみ)		1												1	
肥前	52 温石山系肥前方面 大浦 給水 (国民宿舎いろは島)	① 定期項目 (12項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
		① 定期項目 (12項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
	54 温石山系肥前方面 駄竹 給水 (駄竹高齢者センター)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8
		③ 全項目 (52項目)		1			1			1				1		4
		⑩ 消毒副生成物・有機物のみ			1	1			1	1						4
	55 温石山系肥前方面 京泊 給水 (京泊消防団格納庫)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8
		③ 全項目 (52項目)		1			1			1				1		4
		⑩ 消毒副生成物・有機物のみ			1	1		1	1							4
		⑳ 水質管理目標設定項目 (ランゲリア指数のみ)		1												1
	56 向島 原水	④ 基準項目 (40項目)		1												1
		⑤ クロプトコッカス・ジニガリス (原水)			1											1
		⑥ クロプトコッカス (2項目: 原水)	1			1				1			1			4
		⑦ 臭気物質項目 (2項目)			1	1		1	1							4
	57 向島 給水 (向島消防団格納庫)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8
③ 全項目 (52項目)			1			1			1				1		4	
⑩ 消毒副生成物・有機物のみ		1			1			1				1			4	
59 菖津 給水 (肥前地域活性化センター)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1			1				1		4	
61 大鶴 給水 (岬荘)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1			1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1			1				1		4	

水質検査計画表

地区名	施設名	検査項目	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
鎮西	62 温石山系鎮西呼子方面 鎮西 呼子 給水 (波戸岬)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1		1	8
		③ 全項目 (52項目)		1			1			1			1		4
		⑩ 消毒副生成物・有機物のみ	1		1	1		1	1		1	1		1	8
	63 温石山系鎮西呼子方面 打上 給水 (旧呼子浄水場)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1		1	8
		③ 全項目 (52項目)		1			1			1			1		4
		⑩ 消毒副生成物・有機物のみ			1	1		1	1						4
	64 馬渡島 原水	④ 基準項目 (40項目)		1											1
		⑤ クロプトホルミルジアルデヒド (原水)		1											1
		⑥ クロプト指標菌 (2項目: 原水)	1			1				1			1		4
	65 馬渡島 給水 (製水施設)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1		1	8
		③ 全項目 (52項目)		1			1			1			1		4
		④ 基準項目 (40項目)		1											1
	66 加唐島 原水	⑤ クロプトホルミルジアルデヒド (原水)		1											1
		⑥ クロプト指標菌 (2項目: 原水)	1			1				1			1		4
		① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1		1	8
67 加唐島 給水 (加唐島観光休憩施設)	③ 全項目 (52項目)		1			1			1			1		4	
	④ 基準項目 (40項目)		1											1	
	⑤ クロプトホルミルジアルデヒド (原水)		1											1	
68 松島 原水	⑥ クロプト指標菌 (2項目: 原水)	1			1				1			1		4	
	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1		1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1			1			1		4	
呼子	72 呼子 給水 (台場の湯)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1		1	8
		③ 全項目 (52項目)		1			1			1			1		4
		⑦ 臭気物質項目 (2項目)	1		1	1		1	1		1	1		1	8
		⑯ 水質管理目標設定項目 (ランゲリア指数のみ)		1											1
73 呼子 給水 (展望台)	① 定期項目 (12項目)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12	
74 温石山系鎮西呼子方面 小川 島 給水 (小川島観光休憩所)	① 定期項目 (12項目)	1		1	1		1	1		1	1		1	8	
	③ 全項目 (52項目)		1			1			1			1		4	

## 5 臨時の水質検査

次のような状況になり、水質基準に適合しないおそれがある場合、臨時の水質検査を行います。

- ・ 水源水質の著しい悪化や、水源に異常があった場合
- ・ 浄水処理の過程で異常があった場合
- ・ 配水管など水道施設が著しく汚染されたおそれがある場合
- ・ その他特に必要があると認められた場合

## 6 水質検査の方法

毎日検査項目、水質基準項目及び水質管理目標設定項目の検査は、国が定めた検査方法（「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法」等）により行います。

## 7 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は、唐津市のホームページに掲載します。

また、検査結果については、水質検査等業務受注者のホームページで採水の翌月以降に公表します。

※水質検査業務受託者のホームページでの掲載は4月～6月以降となります。

※検査結果や水質に関する内容説明と解説については、「水道水質データベース」で御覧頂くことができます。 <http://www.jwwa.or.jp/mizu/index.html>

※検査結果の写しが必要な場合や、場所（地域別）及び時期（月別）等検査結果について詳細な情報は、下記の「お問合せ先」まで、お尋ね下さい。

## 8 水質検査結果の適否と水質検査計画の見直し

水質検査結果は、検査ごとの結果を基準値等と比較し、適否の判定をします。また水質検査計画については、お客様からのご意見、法令改正等を反映して、必要に応じて見直しを行います。

## 9 水質検査の精度管理と信頼性の保証

当市では、水質基準項目の検査等を委託しています。委託先は水道法第20条の国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた機関の中から指名競争入札により選定しています。

なお、検査機関の要件として、緊急の水質検査等に対応するため地理的条件等を考慮して選定しています。

## 10 関係者との連携

水質汚染事故や水系感染症の発症などがあったときは、佐賀県生活衛生課や保健福祉事務所などの関係機関と情報交換するとともに、連携して対策を講じます。

また、水源における水質汚染事故の発生などに対しては、河川を管理する国土交通省、県、河川上流域の市町村及び水道事業体と情報交換するとともに、連携した現地調査と適

正な浄水処理を行い、水道水の安全性を確保します。

この水質検査計画についてのお客さまのご意見をお寄せ下さい。

お客さまからのご意見は今後の水質検査計画作成の参考とさせていただきます。

【お問合せ先及びあて先】

唐津市上下水道局施設課上水道係

〒847-8511

唐津市西城内 1 番 1 号

TEL 0955-72-9213 FAX 0955-72-9301

Mail [suidou-shisetsu@city.karatsu.lg.jp](mailto:suidou-shisetsu@city.karatsu.lg.jp)